

市原市から転出される方へ

ご注意 必ずお読みください。



オッサくん

新しい住所にお住まいになりましたら、

14日以内に新住所地で転入の手続きをしてください。

正当な理由なく、14日以内に転入届を行わない場合は、50,000円以下の過料に処せられることがあります。

《転入の手続きに必要なもの》

①**転出証明書**（住民基本台帳カードまたは個人番号カードを利用した転出の場合は不要。ただし転入時に住民基本台帳カードまたは個人番号カードが必要）

②**印鑑**

③**本人確認ができる書類**（運転免許証、パスポート、在留カード等）

※平成24年7月9日より、外国籍の方が転出する場合も転出証明書が必要になりましたのでご注意ください。新住所地の手続きには、転出証明書と在留カード、特別永住者証明書等を必ずお持ちください。

④**通知カードまたは個人番号カード**

●転出証明書の記載内容が変更になったとき・・・転出証明書をそのまま新住所地に提出して、変更事項を申し出て、転入届を行ってください。

●転出証明書を紛失したとき・・・本人確認できる書類をお持ちのうえ、市民課または支所へ再交付の届出を行ってください。

●転出を取り消すとき・・・転出証明書と本人確認ができる書類をお持ちのうえ、市民課または支所へ転出取り消しの届出を行ってください。

住民基本台帳カードおよび個人番号カードの取り扱いについて

《住基カードまたは個人番号カードをお持ちの方(世帯の中にお持ちの方がいる場合も含む)が転入手続きをする場合》

・住基カードまたは個人番号カードをお持ちの方やその同一世帯員が転入届をする場合は、

①**住基カードまたは個人番号カードの提示**、②**暗証番号の入力**、③**届出人の本人確認書類**が必要です。（暗証番号がわからない場合は新住所地に手続き方法を確認してください。）

・同一世帯員以外の代理人が転入届をする場合には、

①**転入された方の住基カードまたは個人番号カードの提示**、②**委任状**、③**代理人の本人確認書類**が必要になります。

・住基カードまたは個人番号カードをお持ちの世帯が、転出証明書の交付を受けて転出する場合は、転出証明書を持参し、転入届をしてください。

・住基カードまたは個人番号カードの継続利用を希望する場合は、転入届後、継続利用処理が必要となりますので、新住所地で手続き方法を確認してください。転入届後、継続利用の手続きをしないまま、一定期間が経過すると、カードが失効します。

《電子証明をご利用の方》

・市原市での電子証明は転出により失効しますので、電子証明が必要な場合は新住所地で新たに申請してください。（住基カードご利用の方は新たに申請は出来ませんので、必要な方は個人番号カードをご申請下さい。）

!!!住民票の除票の取り扱いについて!!!

住民票は除票になってから原則**5年保存**です。証明書が発行可能な間に住所変更のお手続きをおすすめします。（例）土地・建物等不動産の所有者の表示変更登記、自動車検査証など

※その他の手続きにつきましては、裏面をご覧ください→

転出にともなう手続きのお知らせ 千葉県市原市



<転入の手続きの際、関連する手続きを以下のとおりご案内いたします。>

手続きの区分	市原市での手続き	市原市の 手続き窓口	新住所地での手続き
印鑑登録 をしている方	転出（予定）日をもって抹消になります。 ※印鑑登録カードは返納または廃棄してください。	・市民課 ・支所	必要な方は、新たに登録してください。
国民健康保険・ 後期高齢者医療保険 に加入している方	保険証は必ずお返してください。	・国民健康 保険課 ・支所	新たに加入の手続きをしてください。
国民年金・厚生年金 受給している方	市原市での手続きの必要はありません。		日本年金機構への住所変更届が必要となる場合があります。 ※共済受給者は共済組合へ、恩給受給者は恩給局へお問い合わせください。
国民年金に加入し ている方	国外へ転出する方は、届け出により任意で加入できます。（詳しくは国民年金室窓口まで）	・国民年金室 ・支所	
公立小・中学校の お子さんのいる方	今までの学校から在学証明書等転校手続きに必要な書類をお受け取りください。	各学校	在学証明書を持参のうえ、転校手続きをしてください。
児童手当を 受給されている方	児童手当消滅届を提出してください。（新住所地での手続きに、 <u>市原市の所得・税額証明書</u> が必要になる場合があります。）	・子ども 福祉課 ・支所	転入日の翌日から15日以内に請求してください。
子ども医療費助成 を受けている方	子ども医療費助成の受給券をお返してください。（新住所地での手続きに、 <u>市原市の所得・税額証明書</u> が必要になる場合があります。）	・子ども 福祉課 ・支所	新住所地にお問い合わせください。
母子健康手帳を お持ちの方	市原市での手続きの必要はありません。		健康診査受診票を、新住所地のものとの交換する手続きをしてください。
介護保険の認定 を受けている方	介護保険の保険証は必ずお返してください。 受給資格証明書をお受け取りください。	・高齢者支援課 ・支所	新たに認定申請の手続きをしてください。
障がい者手帳をお 持ちの方（身体障害 者手帳・療育手帳・ 精神保健福祉手帳）	利用している制度によっては失権届等の提出が必要になる場合があります。 （利用する制度によっては、新住所地での手続きに <u>市原市の税額証明書</u> または <u>非課税証明書</u> が必要になる場合があります。）	障がい者 支援課	手帳・印鑑を持参のうえ、住所変更手続きをしてください。
自立支援医療（精神 通院）の受給者証 をお持ちの方	自立支援医療返還届を提出してください。 （新住所地での手続きに、 <u>市原市の所得・税額証明書</u> が必要になる場合があります。）	障がい者 支援課	自立支援医療の住所変更手続きをしてください。
原動機付自転車・ 小型特殊自動車 を登録している方	ナンバープレートと標識交付証明書を返納して、廃車の申告をしてください。	・納税課 ・支所	新たにナンバープレートの交付をうけてください。
犬を飼っている方	市原市での手続きの必要はありません。		鑑札（紛失したときは、登録番号が分かるもの）を持参のうえ、変更手続きをしてください。

【お問い合わせ先】

市原市役所 市民課 電話 0436(22)1111(代表)
〒290-8501 千葉県市原市国分寺台中央1-1-1



市の花 コスモス 市の木 イチョウ 市の鳥 ウグイス

★新住所地での手続きがあります。裏面をご覧ください。→